

指定補助金等の交付等に関する指針について

令和 5 年 6 月 9 日
閣 議 決 定

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定補助金等の交付等に関する指針を別紙のとおり定める。

(別紙)

指定補助金等の交付等に関する指針

1. はじめに

政府は、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、スタートアップへの強力な支援を行っていくこととしており、SBIR(Small/Startup Business Innovation Research)制度についても引き続き強力に推進していくこととする。

従前の SBIR 制度(中小企業技術革新制度)については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。)の改正により、現在の SBIR 制度に抜本強化が図られた(令和3年4月1日改正法施行)。当該改正以降、SBIR 制度の具体的な運用ルールを定めるとともに、プログラムマネージャーによる伴走支援の下、政策ニーズや政府調達ニーズに基づく研究開発課題を設定し、概念実証や研究開発等(フェーズ1、2)を着実に実施している。

また、令和4年度第2次補正予算において、SBIR 制度の抜本拡充として、「中小企業イノベーション創出推進事業」(以下「フェーズ3基金事業」という。)が措置されたところ、「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、本事業の活用により、スタートアップの有する先端技術の早期の社会実装を強力に推進していく。

活性化法第34条の11第1項及び第2項の規定に基づく本指針においては、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等(原則設立15年以内の活性化法第2条第14項に規定する中小企業者¹等又は事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。以下「研究開発型スタートアップ等」という。)に対する指定補助金等(活性化法第2条第16項に規定する「指定補助金等」をいう。以下同じ。)の交付等の実施について必要な事項を定める。

2. 指定補助金等の基準に関する事項

指定補助金等の基準は、以下に掲げるものとする。

(1) 交付対象

¹ 技術の態様等に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup 又は J-Startup 地域版選定スタートアップを含む。なお、2022年度までの公募により採択され、事業を実施中の中小企業者については、従前の指針に従い継続して事業を実施するものとする。以下、2.

(1) ①において同じ。

以下のいずれかに該当する者が行う革新的な研究開発を交付対象とするものであること。

- ① 原則設立 15 年以内の活性化法第2条第 14 項に規定する中小企業者等
- ② 事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指すもの

(2)研究開発課題の設定

我が国の政策課題の解決に資する研究開発課題であって、次に掲げる領域の全てに属するものを設定するものであること。また、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン(府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定)」を踏まえ、研究開発型スタートアップ等が応募しやすい研究開発課題とすること。

- ① 革新的な新技術の研究開発が必要な領域
- ② 将来的に実用化が期待される領域
- ③ 新たな市場を生み出す可能性を有する領域

(3)多段階選抜方式の実施

研究開発型スタートアップ等に競争的に応募させる公募型資金であって、段階(フェーズ)を設定し、その移行時の審査を実施しつつ一貫した支援(各府省庁間で連携して行うものも含む。)を行うものであること。

(4)プログラムマネージャーの配置

指定補助金等の効果及び効率の向上を図るための専門的な知識と経験を有するプログラムマネージャー(以下「PM」という。)を配置するものであること。

3. 指定補助金等の交付の方法に関する事項

指定補助金等の効果的かつ効率的な実施を促進するため、関係府省庁等(指定補助金等を実施する府省庁及び独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、下記に基づき事務を行うこととする。

(1)指定補助金等の名称

指定補助金等として指定する事業では、関係府省庁等横断の統一プログラムであることを分かりやすく示すため、「SBIR」の表記を事業名に原則含めるものとする。

(2)多段階選抜方式の事業期間、事業規模等

多段階選抜方式の各フェーズの事業期間及び事業規模等については、以下の表を目安とした上で、フェーズ1で公募し、そこで採択されたものの中から選抜したものをフェーズ2に移行し、必要に応じ、フェーズ3以降のフェーズに移行することとする。ただし、当該事業の目的・性質に照らして必要な場合には、フェーズ2、3の段階から新規に公募を行うことを可能とする。

支援段階 ²	対象とする内容	事業期間/事業規模/経費
フェーズ1	研究開発の内容について、科学的・技術的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証(POC: Proof of concept)や実現可能性調査(FS: Feasibility study)	1年以内/ 300万円～3,000万円程度/ 委託費、補助金
フェーズ2	フェーズ1で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	1～2年程度/ 1,000万円～数億円程度/ 委託費、補助金(※1)
フェーズ3	原則としてTRL ³ 5以上の実使用又は相当環境下で実施することが必要となる大規模技術実証	最長5年以内/ 技術分野に応じた規模/ 補助金
事業化・政府調達フェーズ	フェーズ2又はフェーズ3によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず(※2)

※1 開発成果の初期需要の創出に向け事業化に必要なルールの制定等社会実装の推進策を関係省庁・関係事業者等で行う場を設定する事業や政府調達の実現に向けて取り組む事業といった社会実装を強く押し進めるものに限り、定額補助での支援を可能とする。

※2 政府調達やテストマーケティング、技術調査事業、民間企業とのマッチング等による支援

² 関係府省庁等の指定補助金等が対象とする技術分野の性質・実情等に応じ、弾力的に設定。

³ Technology Readiness Level。NASAによって作られた特定の技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標であり、原則当該指標により技術成熟度を判断。

(3)PM の能力と役割⁴

PM に求められる能力及び主な役割は以下のとおりとする。なお、PM は、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン(府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定)」を踏まえ、十分にその能力と役割を発揮することが期待される。また、博士人材のキャリアパス多様化の一環として、PM に博士人材を積極的に登用することが望ましい。

① PM に求められる能力

- ・先端技術に関する知見を有しアカデミア等とのネットワークを有すること
- ・研究開発プロジェクト等に関する十分なマネジメント能力を有すること

※ 以上に加え、課題設定から研究開発成果の実用化に向けての道筋の構想力、関係府省庁等や関係機関との調整力、スタートアップ等の支援の知見があることが望ましい。

② PM の主な役割

- ア. 指定補助金等の研究開発課題の設定
- イ. 指定補助金等の審査体制の整備
- ウ. 指定補助金等による研究開発等の実施の円滑化、研究開発成果の事業化に向けた各種サポートの実施 等

(4)公募の予見可能性及び利便性の向上⁴

年度の始めにおいて、公募の事前予告を実施するとともに、十分な公募期間を確保する。また、年複数回公募による利便性の向上に努めるとともに、十分な事業実施期間を確保する。

(5)申請手続の簡素化・標準化

申請者の負担軽減のため、申請書類の簡素化、記入例の提示など、申請手続の簡素化等に努める。また、申請様式や審査プロセスの標準化を図り、申請者の利便性の向上に努める。

(6)府省庁横断的なシステム(e-Rad 等)による電子申請

申請その他の手続について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び補助金申請システム(Jグランツ)又はこれらに準ずる府省横断的な電子申請システムの活用促進に努める。

⁴ 関係府省庁等が成果の社会実装を強力に推進するため、令和4年度第2次補正予算に計上したフェーズ3基金事業として、特に設定すべき交付の方法に関する事項等については、(13)において規定。

(7)申請及び事業の成果に係る情報の取扱い

指定補助金等の申請データ、採択プロジェクトの概要及び事業の成果等に関する情報は、SBIR 制度の検証・改善、研究開発課題の設定、実用化への接続等に活用するため、関係府省庁等で共有することを可能とする。関係府省庁等は公募要領等にその旨を明記し、当該情報の十分な管理を行うとともに、提出者の同意を得た場合を除き、個別の内容は公開しないこととする。

(8)対象経費

研究開発の直接経費に加え、必要な間接経費（研究開発の管理費用、特許関連経費等）及びその成果の事業化に必要な経費（試作費用、市場調査費用、展示会出展費用等）を対象とする。また、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン（府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定）」を踏まえ、研究開発型スタートアップ等が使いやすい経費とすることとする。

(9)執行の柔軟化・弾力化等

資金力に乏しい研究開発型スタートアップ等が円滑に研究開発に取り組めるよう、繰越明許費の活用、概算払（前払）の実施など、柔軟かつ弾力的な執行に努める。また、指定補助金等の支払を受けるまでの間に必要なつなぎ資金の支援が講じられるよう、関係政策金融機関や民間資金の活用などの環境整備に努める。また、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン（府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定）」を踏まえ、研究開発型スタートアップ等が使いやすい経理処理のルールを策定することとする。

(10)外部評価の活用

指定補助金等の採択時やフェーズ移行時の審査においては、他府省庁の PM 又は外部評価者の参画を得て、公正性を確保するとともに、優れたプロジェクトを的確に評価する体制を整備する。

(11)普及活動

指定補助金等の公募情報の SBIR 特設サイトへの掲載、合同説明会の開催、申請等に関するサポート等、関係府省庁等が連携し、SBIR 制度の普及に努める。なお、若手研究者等による研究開発成果の事業化を促進するため、積極的に若手研究者等への制度の普及に努める。

(12)内閣府が取り組む内容について

内閣府は、新制度が旧制度における課題に的確に対処し、効果的かつ効率的な運用がなされるよう、関係省庁等と連携しつつ、以下の取組を行う。

① 指定補助金等に関する標準化の推進

指定補助金等の標準公募要領、標準交付申請フォーマット等を作成し、関係省庁等と共有するなど、申請者の負担軽減のための標準化を推進する。

② PM 及び外部評価者に関する情報の取りまとめと連携の促進

関係府省庁等の PM 及び外部評価者に関する情報を一元的に管理するとともに、関係省庁等とその情報を共有する。さらに、PM 及び外部評価者としてふさわしい人材を発掘し、関係省庁等への紹介を行うとともに、PM と外部評価者間の情報共有やネットワーク作りのための環境整備を行う。

③ 関係省庁等が参加する連絡会議の運営

指定補助金等に関する情報や、先進的な取組事例、ノウハウ等の共有を図るため、関係省庁等が参加する連絡会議を運営する。

④ 特設サイトの運営等

SBIR 特設サイトの運営を通じ、指定補助金等の公募・採択・成果に関する情報、成功事例等について発信する。また、普及活動の強化を図るため、指定補助金等に関する関係省庁等による合同説明会の開催や申請等に関するサポート等の体制整備を行う。

⑤ 制度の評価の実施

エビデンスベースの制度運営等を進めるため、横断的な指標を設定の上、関連事業が旧制度の課題を改善した事業設計となっているか等の制度面の事項、指定補助金等の支援実績や成果情報、採択者情報等を取りまとめ、真に革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等に支出がなされているか、研究開発成果の事業化に向けて適切な支援が実施されているか等の運用面の事項、指定補助金等が当該研究開発型スタートアップ等の成長に寄与しているか、我が国の国際競争力を強化する上で重要な領域への戦略的な投資となっているか、制度全体として高い政策効果を発現しているか等のアウトカム面の事項等について、定期的に定量的・定性的な分析を行い、客観的な評価を実施する。

⑥ 制度の改善の実施

⑤の制度の評価に基づき、関係省庁等に指定補助金等の交付等の実施について必要な改善の提案を行うとともに、制度全体について必要な見直し・改善を行う。

⑦ 関係省庁等のニーズの調整や研究開発成果の政府調達に向けた調整

関係省庁等が抱える政策ニーズや政府調達ニーズについて、複数の省庁が関係する場合には、適切な執行のための関係省庁間の調整を担う。また、当該ニーズに基づく研究開発成果が政府調達につながるよう、関係省庁と調整を行う。

(13) 令和4年度第2次補正予算に計上されたフェーズ3基金事業(指定補助金等)として、特に設定すべき交付の方法及び社会実装の推進等に関する事項

令和4年度第2次補正予算に計上したフェーズ3基金事業(指定補助金等)の実施において、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等が、自らが有する先端技術の大規模技術実証を実施し、国主導の下で内閣府とフェーズ3基金事業を実施する各省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省。以下「実施各省」という。)が共同してその成果の円滑な社会実装の促進を図るため、内閣府と実施各省は以下の措置を講じなければならない。

① SBIR 関係各省責任者会議へのプロジェクト実施状況等の報告

実施各省は、内閣府が定期的を開催する SBIR 関係各省責任者会議において採択したプロジェクトの進捗及び補助金執行状況の適切性等を報告する。内閣府は、当該報告を踏まえ、プロジェクトの成果の円滑な社会実装を促進する観点から、実施各省に対して必要な指示や運営方針等を提示する。

② フェーズ3基金事業統括体制の整備

実施各省は、フェーズ3基金事業を統括するPM(以下「フェーズ3統括PM」という。)を指名するとともに、統括運営委員会を設置し、採択したプロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための管理・調整を行う。

③ プロジェクトの採択・評価・フォローアップ体制の整備

実施各省は、基金設置法人⁵と共同して、プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会等を設置・運営し、プロジェクトの公募・採択に当たっては、研究開発型スタートアップ等による推進が期待される先進的技術分野を踏まえ、研究開発課題を設定の上、公募・採択を行う。プロジェクトの評価に当たっては、原則としてTRLの上位レベルへの移行時にステージゲート審査を実施の上、評価する。プロジェクトのフォローアップに当たっては、プロジェクト採択後、原則としてプロジェクト毎にプロジェクトリーダー(PL)を選定し、フェーズ3統括PMと実施各省が連携しながら、下記④に定める成果の社会実装に向けたロードマップを策定し、当該ロードマップの実現に向け、開発工程・開発目標の管理や伴走支援等を実施する。

④ プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定

実施各省は、上記③のフォローアップ委員会における実施者との意見交換や調査活動、関係府省庁・機関との意見交換等を通じて、プロジェクトの成果の円滑な社会実装の促進に向け、政府調達、標準化、規制緩和、利活用環境の整備、導入普及促進等初期市場創出のための具体策を盛り込んだロードマップを作成し、フェ

⁵ 実施各省が定めた「中小企業イノベーション創出推進事業実施要領」に規定する基金設置法人。

ーズ3基金事業実施期間中に对外公表を行う。

4. 事業化の支援において配慮すべき事項

指定補助金等に係る研究開発成果の事業化を推進するため、関係府省庁等は以下のような取組を進める。

(1) 入札参加機会の拡大

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等について、その入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず、全ての入札への参加を可能とする措置(技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(平成 12 年 10 月 10 日政府調達(公共工事を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定))を活用した入札機会の拡大を図る。

(2) 研究開発成果の調達手法

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果については、終了時審査結果の公表時に同等の技術がないことの確認を実施することで、随意契約による研究開発成果に関する調達や技術調査事業(調達に向けての実証試験)等を行う。なお、終了時審査結果の公表時に同等の技術がないことの確認とは、終了時審査結果の公表時に研究開発成果の内容を開示し、これを入札可能性調査の実施とみなして、当該同等の技術がないか否かの意見を 10 日以上求めることをいう。

また、政府調達ニーズを提示した関係府省庁は、研究開発の結果、目標と同等又は目標を超える成果が出たものについては、当該成果に係る製品・サービスの政府調達に向けた具体的な手続を行うものとする。

(3) 研究開発成果等に関する情報発信

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等が実施した研究開発やその成果に関する情報等について、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、SBIR 特設サイトや各種展示会などを通じて、広く一般に周知・広報を行う。

また、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関等の支援機関に対し、SBIR の研究開発成果について周知するとともに、必要に応じ当該研究開発型スタートアップ等に対して当該支援機関を紹介し、研究開発成果の事業化に向けた資金調達やハンズオン支援等が円滑に受けられるよう努める。

(4) 研究開発成果に関するメインコントラクターとのマッチング

指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果に関して大型調達が多い場合は、大企業等のメインコントラクターとのマッチングの機会の提供やコンソーシアム形態の技術実証を推進するなど研究開発型スタートアップ等の政府調達への参加機会の拡大を図る。

(5) 研究開発成果に係る知的財産の活用の促進

研究開発成果の事業化を推進するため、原則として、指定補助金等(委託費であるものに限る。)による研究開発成果に係る知的財産権の帰属については、産業技術力強化法(平成 12 年法律第 44 号)第 17 条の規定(いわゆる日本版バイ・ドール制度)を適用する。

(6) 支援策の活用と関連施策との連携

事業化の支援においては、特許料・審査請求料の軽減制度や株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度を始めとする、指定補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等を対象とした事業化支援措置の利用促進に努める。また、研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ(令和2年1月 23 日総合科学技術・イノベーション会議決定)を踏まえ、SBIR 制度を活用した博士人材・若手研究者等の研究成果の事業化促進について、当該事業の周知の強化等を図るとともに、スタートアップ・エコシステム拠点都市(世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略(令和元年6月 内閣府、文部科学省、経済産業省)に基づき選定したグローバル拠点都市及び推進拠点都市)の事業において支援したスタートアップ等の支援との連携について、周知の強化等を図る。

(別表)

指定補助金等の一覧

1. 内閣府(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)
並びに新技術補助金等交付法人から交付する指定補助金等
中小企業イノベーション創出推進事業に係る補助金
2. 総務省及び国立研究開発法人情報通信研究機構から交付する指定補助金等
Beyond 5G 研究開発促進事業に係る委託費及び補助金
革新的情報通信技術(Beyond 5G (6G))基金事業に係る委託費及び補助金(一般型)
スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業に係る委託費
3. 国立研究開発法人科学技術振興機構から交付する指定補助金等
研究成果展開事業のうち大学発新産業創出プログラムに係る委託費
4. 厚生労働省から交付する指定補助金等
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金
5. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する指定補助金等
「知」の集積と活用の中によるイノベーションの創出のうちスタートアップへの総合的支援に係る委託費
アグリ・スタートアップ創出強化対策に係る委託費
6. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する指定補助金等
ディープテック・スタートアップ支援事業に係る補助金
研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業に係る補助金
7. 国土交通省から交付する指定補助金等
交通運輸技術開発推進制度に係る委託費
建設技術研究開発助成制度に係る補助金

8. 環境省から交付する指定補助金等
イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業に係る委託
費及び補助金
9. 防衛省から交付する指定補助金等
安全保障技術研究推進制度に係る委託費